

令和8年度 9月
売払番号 第 508 号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 入札日 | 令和8年9月30日(水) |
| 2 開始時間 | 10:00 |
| 3 入札会場 | 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A |

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2
5	現地案内集合場所位置図	3
6	数量集計表	4
7	明細表	5～7
8	物件所在位置図	8～9
9	入札心得	10～11
10	入札書様式	12～14
11	委任状(参考様式)	15
12	伐採搬出等に係る留意事項	16
13	公売物件の概要	17

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

所 属	住 所	電話番号
盛岡広域振興局林務部 森林保全課 県有林担当	〒020-0023 盛岡市内丸11-1	TEL 019-629-6618 FAX 019-629-6624
岩手県農林水産部 森林保全課 県有林担当	〒020-8570 盛岡市内丸10-1	TEL 019-629-5797 FAX 019-629-5789

日 程 等

- 1 入 札 日 令和8年9月30日(水)
- 2 開始時間 10:00
- 3 入札会場 盛岡市内丸11番1
盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A
TEL 019-629-6618

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
508	盛岡市新庄字 中津川 地内	水源林 県行 造林	浅岸(8)	土砂流出 防備	毎木	15.75	カラマツ	4,548	対象 (保安林)	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまでの期間。

現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所(別紙位置図を参照)	備 考
508	令和8年9月11日(金) 14:00～	盛岡市浅岸字ニッ森25-34 綱取ダム 駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、振興局等の担当者が行います。

現地案内集合場所位置図

盛岡市浅岸字ニッ森25-34
網取ダム 駐車場



数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
508	浅岸(8)	アカマツ	1.28	10 ~ 38	288	133.865
		カラムツ	14.47	10 ~ 54	5,761	4,232.256
		広葉樹	—	20 ~ 42	531	182.732
		計	15.75		6,580	4,548.853

※内訳

【伐区①】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
アカマツ	1.28	12 ~ 38	160	79.078
カラムツ	8.30	12 ~ 50	2,436	2,372.601
広葉樹	—	20 ~ 38	404	141.165
計	9.58		3,000	2,592.844

【伐区②】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
アカマツ	—	10 ~ 38	128	54.787
カラムツ	6.17	10 ~ 54	3,325	1,859.655
広葉樹	—	20 ~ 42	127	41.567
計	6.17		3,580	1,956.009

明細表

樹 種	アカマツ		カラマツ		広葉樹				合 計	
林 齢	68年生		66～68年生		— 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.046	55	2.805					56	2.851
12	13	1.001	210	18.060					223	19.061
14	14	1.554	282	37.506					296	39.060
16	21	3.213	358	69.452					379	72.665
18	21	4.284	480	130.080					501	134.364
20	22	5.830	483	169.533	169	38.363			674	213.726
22	31	10.509	531	241.605	138	40.020			700	292.134
24	34	14.450	505	282.295	88	30.008			627	326.753
26	26	12.792	481	326.118	52	21.944			559	360.854
28	24	14.256	503	408.436	38	19.494			565	442.186
30	31	20.801	452	434.824	19	11.096			502	466.721
32	23	18.262	426	478.824	10	6.960			459	504.046
34	12	10.608	305	396.500	10	7.790			327	414.898
36	7	7.203	234	349.128	3	2.742			244	359.073
38	8	9.056	183	299.937	3	3.033			194	312.026
40			109	202.740					109	202.740
42			68	142.732	1	1.282			69	144.014
44			42	95.592					42	95.592
46			32	81.472					32	81.472
48			14	39.704					14	39.704
50			7	21.315					7	21.315
52										
54			1	3.598					1	3.598
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	288	133.865	5,761	4,232.256	531	182.732			6,580	4,548.853
平均直径	24cm		25cm		22cm		cm			
平均樹高	17m		24m		17m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

(再掲)

面 積	15.75 ha
立 木 本 数	6,580 本
立 木 材 積	4,549 m ³ (16,376 石)

【伐区①】

明細表

樹 種	アカマツ		カラマツ		広葉樹				合 計	
林 齢	68年生		68年生		— 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10										
12	4	0.308	19	1.634					23	1.942
14	5	0.555	23	3.059					28	3.614
16	11	1.683	46	8.924					57	10.607
18	10	2.040	94	25.474					104	27.514
20	14	3.710	126	44.226	123	27.921			263	75.857
22	11	3.729	180	81.900	102	29.580			293	115.209
24	23	9.775	217	121.303	68	23.188			308	154.266
26	17	8.364	232	157.296	41	17.302			290	182.962
28	16	9.504	274	222.488	31	15.903			321	247.895
30	20	13.420	266	255.892	17	9.928			303	279.240
32	14	11.116	254	285.496	8	5.568			276	302.180
34	6	5.304	216	280.800	9	7.011			231	293.115
36	6	6.174	155	231.260	3	2.742			164	240.176
38	3	3.396	131	214.709	2	2.022			136	220.127
40			76	141.360					76	141.360
42			55	115.445					55	115.445
44			31	70.556					31	70.556
46			24	61.104					24	61.104
48			10	28.360					10	28.360
50			7	21.315					7	21.315
52										
54										
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	160	79.078	2,436	2,372.601	404	141.165			3,000	2,592.844
平均直径	25cm		29cm		23cm		cm			
平均樹高	18m		26m		17m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

(再掲)

面 積	9.58 ha
立 木 本 数	3,000 本
立 木 材 積	2,593 m ³ (9,334 石)

【伐区②】

明細表

樹 種	アカマツ		カラマツ		広葉樹				合 計	
林 齢	— 年生		66～67年生		— 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.046	55	2.805					56	2.851
12	9	0.693	191	16.426					200	17.119
14	9	0.999	259	34.447					268	35.446
16	10	1.530	312	60.528					322	62.058
18	11	2.244	386	104.606					397	106.850
20	8	2.120	357	125.307	46	10.442			411	137.869
22	20	6.780	351	159.705	36	10.440			407	176.925
24	11	4.675	288	160.992	20	6.820			319	172.487
26	9	4.428	249	168.822	11	4.642			269	177.892
28	8	4.752	229	185.948	7	3.591			244	194.291
30	11	7.381	186	178.932	2	1.168			199	187.481
32	9	7.146	172	193.328	2	1.392			183	201.866
34	6	5.304	89	115.700	1	0.779			96	121.783
36	1	1.029	79	117.868					80	118.897
38	5	5.660	52	85.228	1	1.011			58	91.899
40			33	61.380					33	61.380
42			13	27.287	1	1.282			14	28.569
44			11	25.036					11	25.036
46			8	20.368					8	20.368
48			4	11.344					4	11.344
50										
52										
54			1	3.598					1	3.598
56										
58										
60										
62										
64										
66										
68										
70										
計	128	54.787	3,325	1,859.655	127	41.567			3,580	1,956.009
平均直径	23cm		22cm		22cm		cm			
平均樹高	17m		22m		17m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

(再掲)

面 積	6.17 ha
立 木 本 数	3,580 本
立 木 材 積	1,956 m ³ (7,042 石)

売払番号 第 508 号

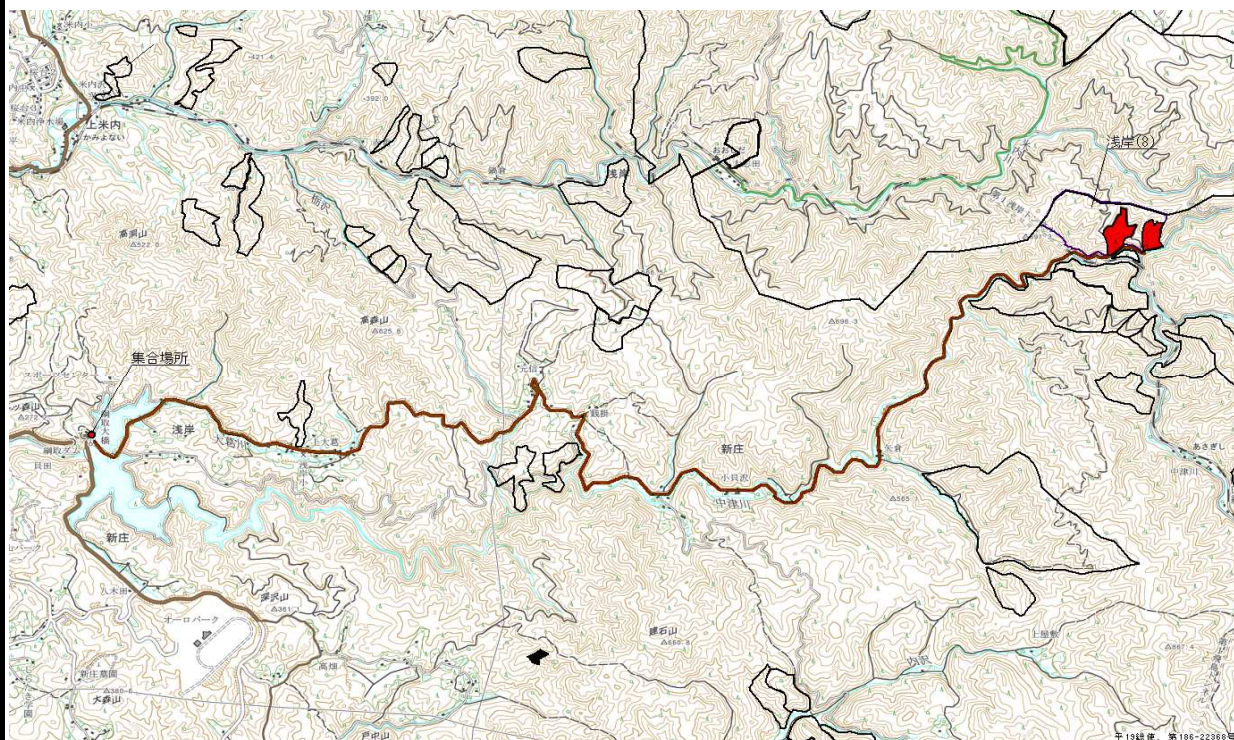
物件所在位置図(その1)

盛岡市新庄字中津川 地内

水源林県行造林 浅岸(8)事業区



...物件所在地



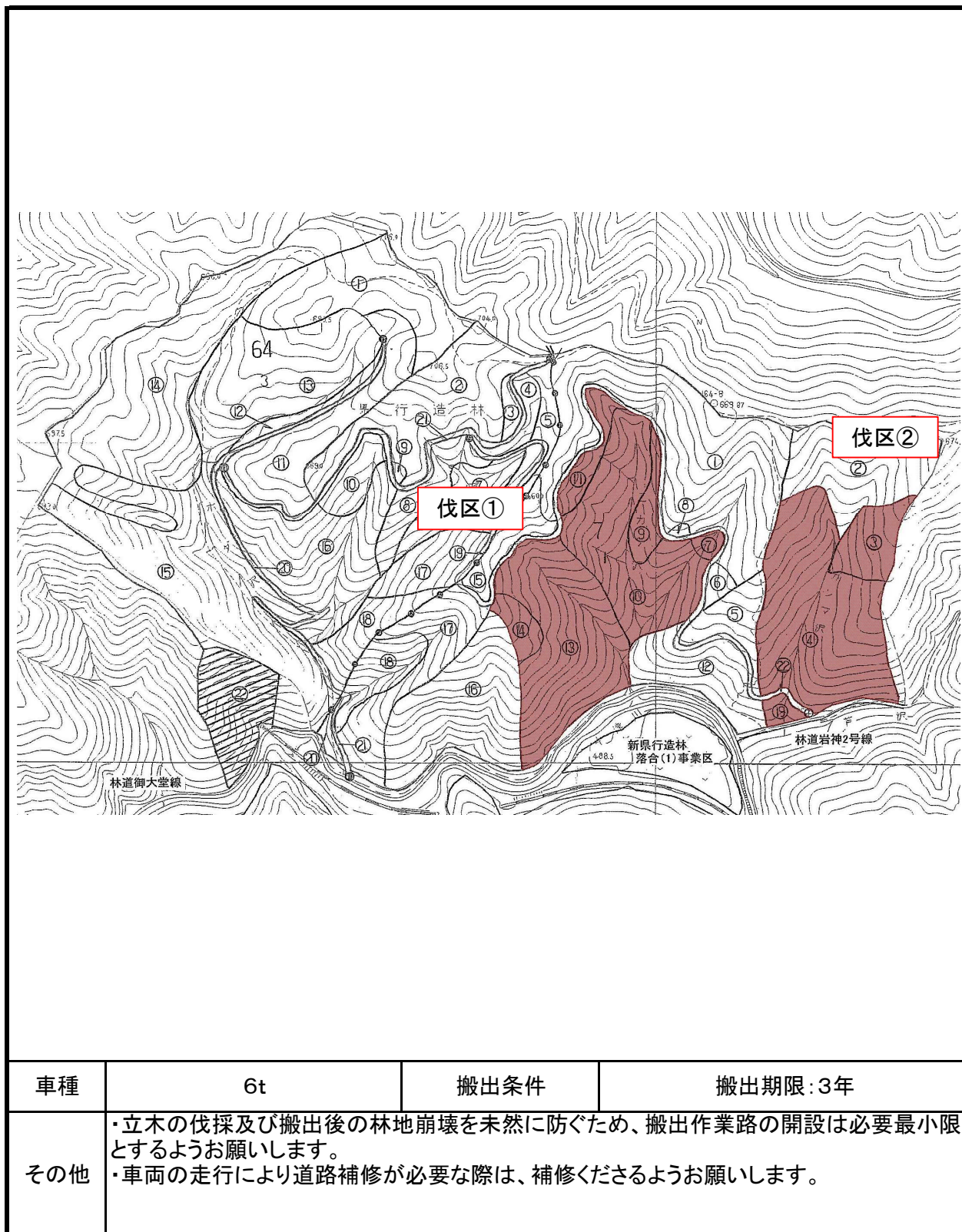
売払番号 第 508 号

物件所在位置図(その2)

盛岡市新庄字中津川 地内

水源林県行造林 浅岸(8)事業区

 ...物件所在地



県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：盛岡広域振興局長 様））

オ 入札参加資格者名簿の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ印鑑を使用すること。

ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに盛岡広域振興局林務部森林保全課に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに1通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和8年度 9月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

(4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

(5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。

(6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札

イ 入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 上記5(2)及び(3)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札

コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したもののみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があったとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入 札 書

令和 8 年度 9 月県有林産物公売

落 札

売払番号	第 508 号
------	---------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 8 年 9 月 30 日

盛岡広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住 所

氏 名

印

(備考)

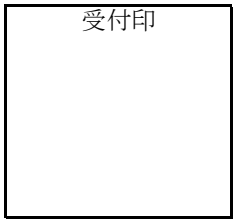
- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

年 月 日

事前入札書提出届

令和 8 年度 9 月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。
記

- 1 売払番号 第 508 号
- 2 開札日 令和 8 年 9 月 30 日
- 3 入札者 登録番号 第 号
住 所
氏 名



記載例

入 札 書

令和8年度9月県有林産物公売

落札

売払番号

第508号

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

令和8年9月30日

盛岡広域振興局長 様

登録番号

委任する
場合は不要

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地

氏 名 ○○木材 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)
氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)
住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地
氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所
営業所長 □□ □□

(上記復代理人)
氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和8年度 9月岩手県県有林産物公売

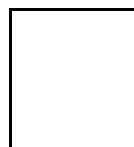
(2) 入札日 令和8年9月30日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあって、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

5 土砂流出防備保安林の伐採について

当該物件は、土砂流出防備保安林に指定されており、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は10haとなっているので、留意願います。

（1箇所の定義は、伐区間を20m以上あけること。）

公売物件の概要

1 林内状況



カラマツ(66年生)

2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S34～36	アカマツ、カラマツ
下刈	S34～40	アカマツ、カラマツ
つる切	S51、S60	アカマツ、カラマツ
除伐	S50～54、S57、S60	アカマツ
保育間伐	S62	アカマツ

3 道路状況



作業道 幅員2.5m



林道 幅員4.0m